

第2章

公共交通網の形成方針

1 将来像・目標

(1) 将来像

① 将来像

『だれもが安心して移動できるまち』

都市間、市街地間、集落から市街地、市街地内の移動を安心してできるよう、公共交通ネットワークの確保・維持・改善を図り、将来像「だれもが安心して移動できるまち」の実現を目指します。

② 将来像を実現するための取組姿勢

協働で“つくり・守り・育てる”公共交通網

市民・地域・事業者等がそれぞれ役割分担しながら、協働で取り組みます。

(2) 公共交通の目標

○まちづくりの基盤となる公共交通の確立を目指して、「全体目標」と「3つの実現目標」を定めます。

① 全体の目標

まちづくりの基盤となる公共交通の確立

② 実現目標

1：多様な移動ニーズに対応する公共交通の実現

【対応課題】

移動の安全性向上 ⇒ マイカー移動における高齢者事故、災害対応の向上

移動手段の選択肢拡大 ⇒ 移動手段充実、公共交通確保・維持・公共交通不便地域解消等

2：まちづくりを促進し、まちの魅力を高める公共交通の実現

【対応課題】

将来人口の減少幅の縮小・交流拡大 ⇒ 将来人口の減少幅の縮小・交流人口、関係人口の増加

都市形成推進・都市機能維持向上 ⇒ 市街地機能の集積、集落部生活機能の低下抑制

地域課題の解消 ⇒ 高齢福祉・環境共生・教育・防災対策等の推進

地域活力の向上 ⇒ 観光・商業等地域産業・地域活動等の活性化

3：市民の幸福に貢献する公共交通の実現

【対応課題】

潤い豊かな暮らし方の実現 ⇒ 公共交通による潤い豊かな生活の実現

(3) 目標年度

○第2次田原市総合計画期間に準じて、以下の年度とします。

目標年度：令和15年（2033年）度

(4) 取組状況の評価

取組状況の評価

ア 公共交通の実現目標の評価

■ 3つの「公共交通の実現目標」について、以下の達成目標を設定して貢献度を評価します。

・実現目標1 『多様な移動ニーズに対応する公共交通の実現』への貢献度

対応課題	評価項目	達成目標		評価方法
移動の安全性向上	・交通事故の減少	交通事故（人身）発生件数 148 人 ※R4 年：実績	→ 減少 ※R15 年：130 人	数値評価 ※総合計画目標値
移動手段の選択肢拡大	・公共交通に対する市民意識の向上	満足度 -0.20 ※R4 年：市民意識調査	→ 向上	数値評価

・実現目標2 『まちづくりを促進し、まちの魅力を高める公共交通の実現』への貢献度

対応課題	評価項目	達成目標		評価方法
将来人口の減少幅の縮小・交流拡大	・定住人口	59,360 人 ※R2 年：国勢調査	→ 減少幅の縮小 ※R15 年：52,400 人	数値評価 ※総合計画将来人口
	・観光入込客数	219 万人 ※R4 年：実績	→ 向上 ※R15 年：360 万人	数値評価 ※総合計画目標値

・実現目標3 『市民の幸福に貢献する公共交通の実現』への貢献度

対応課題	評価項目	達成目標		評価方法
潤い豊かな暮らし方の実現	・市民の幸福感	6.71 点 ※R4 年：市民意識調査	→ 向上	数値評価

注) 市民の幸福感＝市民意識調査において各個人の幸福感を 10 段階評価した数値の平均点

イ 公共交通に関する目標の評価

■ 公共交通に関する目標として、以下の達成目標（長期）を設定して評価します。

評価項目	達成目標		評価方法
市内公共交通利用者実績	126 万人 ※R4 年：集計値	→ 維持（増加） ※R15 年：148 万人	数値評価 ※総合計画目標値

※目標数値：電車（渥美線）、バス（伊良湖本線・支線、田原市ぐるりんバス、市街地循環バス）、海上交通（フェリー・高速船）、タクシーの事業者から、毎年度末に輸送実績等の提供を受け集計

- また、市内公共交通利用者実績の達成目標を設定する上で交通モード毎に、次の達成目標（長期）を設定して評価します。

評価項目	達成目標		評価方法
渥美線（市内4駅の乗者数）	61.5万人 ※R4年：集計値	→ 維持（増加） ※R15年：65.9万人	数値評価 ※総合計画目標値
路線バス（伊良湖本線）	16.7万人 ※R4年：集計値	→ 維持（増加） ※R15年：23.2万人	
路線バス（伊良湖支線）	3.4万人 ※R4年：集計値	→ 維持（増加） ※R15年：5.2万人	
フェリー・高速船（総旅客数）	27.8万人 ※R4年：集計値	→ 維持（増加） ※R15年：36.2万人	
コミュニティバス	9.9万人 ※R4年：集計値	→ 維持 ※R15年：8.9万人	
タクシー	6.9万人 ※R4年：集計値	→ 維持（増加） ※R15年：8.6万人	

- さらに、公共交通に関する目標を実現するために、以下のコミュニティ乗合交通の路線別に達成目標（短期）を設けます。年度ごとに評価し、目標を達成できなかった際には、運行内容の変更や路線の廃止などについて検討・実施することとします。

- バス車両のぐるりんバスについては、車両の大きさ（乗車定員）や経費等を勘案し、片道の1便当たりの乗車人数を5.0人以上とします。ワゴン車両については、1便当たりの乗車人数を3.0人とします。

路線名	運行車両	達成目標	評価方法
童浦線	ぐるりんバス	1便当たりの乗車人数 5.0人以上 ※乗降データから毎年計測	数値評価
サンテパルク線			
表浜線・中山線	ぐるりんミニバス （ワゴン車両9人乗り）	1便当たりの乗車人数 3.0人以上 ※乗降データから毎年計測	

- また、費用対効果の観点から、田原市ぐるりんバス全体の収支率10%を達成目標として掲げます。

評価項目	達成目標		評価方法
田原市ぐるりんバス収支率	10.5% ※R4年：集計値	→ 10%以上 ※実績から毎年計測	数値評価

- 政策交通である市街地線についても、達成目標を設定することとします。目標を達成できなかった際には、運行内容の変更などについて検討・実施することとします。

路線名	運行車両	達成目標	備考
市街地線（政策交通）	ぐるりんバス（循環線）	1便当たりの乗車人数 5.0人以上 ※乗降データから毎年計測	数値評価

- この他、持続可能な公共交通を維持するため、物価高騰等による経費上昇を考慮しながら、市内公共交通利用者実績を達成することより、路線バス運行支援及びぐるりんバス運行委託に係る市の財政負担額の抑制を達成目標として掲げます。

評価項目	達成目標		評価方法
路線バス及びぐるりんバスに係る 市の財政負担額	191,908 千円 ※R4年:普通会計決算から整理	→ 185,000 千円	数値評価

※路線バスの達成目標は、現状のキロ程で、利用者数が目標達成、経費はR1～R4のキロ当たり補助対象経常費用の傾向から推計値を算出し試算

※ぐるりんバス達成目標は、利用者数は目標値達成、経費は令和4年度の経費に路線バスの経費上昇率を乗じ、国の補助額は令和4年度同等で試算。

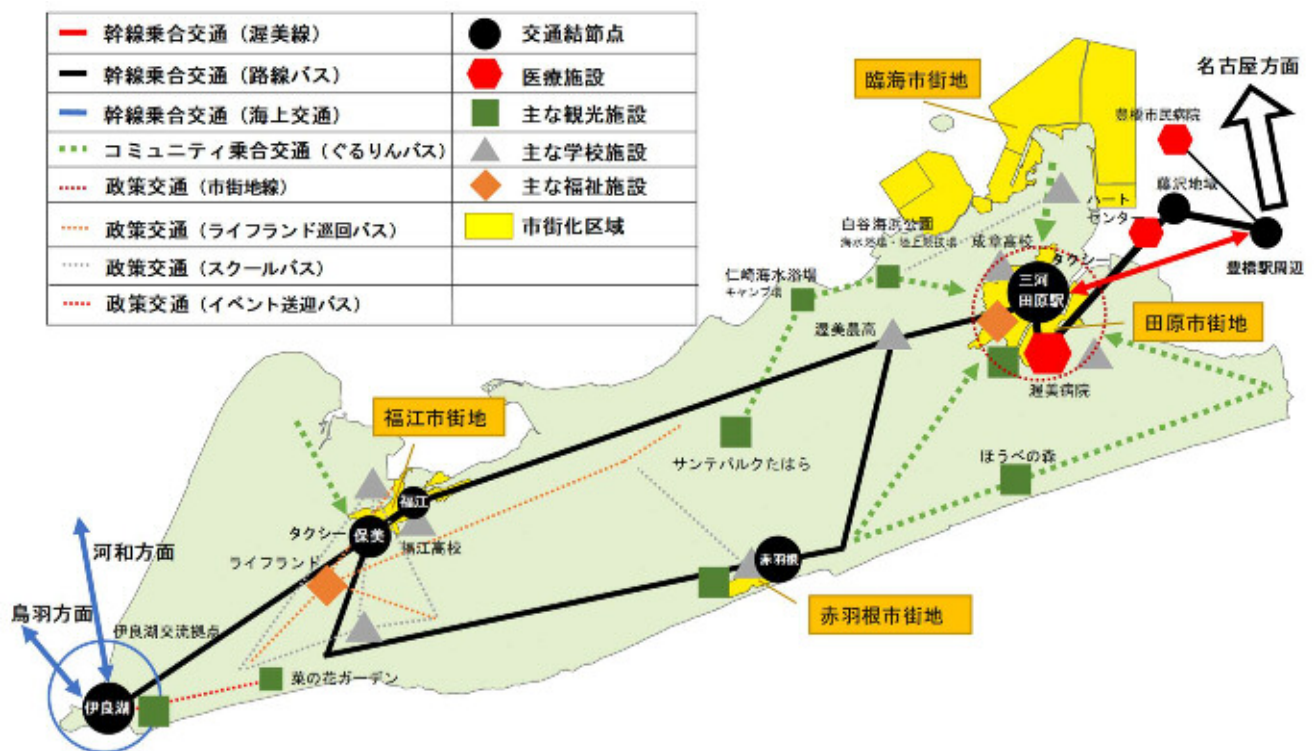
2 公共交通網の形成方針

(1) 移動手段の役割分担・連携の方針

◆総合確保方針（公共交通の役割の明確化）

- ・本市の公共交通網は、「**幹線乗合交通**」を基軸とし、その範囲外を「**コミュニティ乗合交通**」「**有償パーソナル交通**」「**政策交通**」が順次補完（役割分担・連携）し、更にこれらを企業送迎・助け合い活動が補うことで市民等の移動を確保します。
- ・将来像、取組姿勢、公共交通の目標を実現するため、次に掲げる**4つの確保方針**により、移動手段の役割分担・連携を進めます。

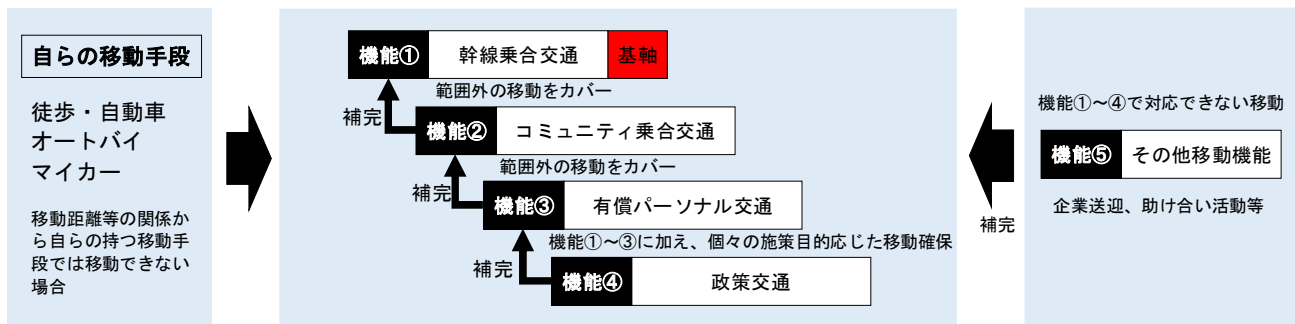
公共交通網形成概念図



確保方針1：『移動手段における役割分担と連携による公共交通の確保』

- ・まちづくり施策の展開や市民・来訪者の移動ニーズに対して、マイカー・公共交通・企業送迎等移動手段の役割分担・連携（補完関係）を整理したうえで、公共交通を確保します。
- ・移動における公共交通の役割を踏まえ、公共交通における役割分担と連携により、効果的に市内全域に及ぶ公共交通網を構築します。

公共交通網の補完関係



- 幹線乗合交通（渥美線、伊良湖本線・支線、伊勢湾フェリー、名鉄海上観光船等）の設定
- コミュニティ乗合交通（田原市ぐるりんバス）の設定
- 有償パーソナル交通（タクシー、福祉有償運送、貸切バス等）の設定
- 政策交通（市街地循環バス、スクールバス等）の設定
- その他移動機能（企業送迎・助け合い移動）の設定

確保方針2：『広域的なまちづくりと連動した公共交通機能の向上』

- ・都市規模に応じた都市機能の分担などまちづくりの広域性や生活圏・行動圏の拡大を念頭に、行政・交通事業者の広域的な事業展開・連携を踏まえて公共交通機能を向上します。
- ・田原市の観光振興に寄与する施設等へのアクセスに配慮した公共交通ネットワークを構築します。

確保方針3：『交通結節点の機能充実による公共交通網の連携円滑化』

- ・各公共交通が円滑に連携し、公共交通網全体の機能性を向上させるため、交通結節点となる駅・バス停の機能を充実します。

確保方針4：『運行水準・運賃等の適正化による公共交通網全体の機能性の向上』

- ・各公共交通の役割に応じた運行水準（路線・便数）、運賃・サービス等を最適化することで公共交通網全体の機能性を向上します。

(2) 公共交通確保の取組方針

◆総合取組方針（取り組み方・主体の明確化）

- ・公共交通によるまちづくりの推進を目指し、市民・地域・事業者・行政等が協働しながら、運行内容・利用環境等の改善による公共交通の利便性・有効性の向上を図ります。
- ・市が取りまとめ役となって、行政（国・県・市）・交通事業者・地域・市民等がそれぞれの役割を分担・連携する協働体制を構築します。
- ・将来像、取組姿勢、公共交通の目標を実現するため、次に掲げる**10の取組方針**により、公共交通確保の取り組み方・主体の明確化を進めます。

① 有益性・利便性向上による利用増加 ○公共交通全体及び各機能の有益性・利便性向上による利用増加

取組方針1：『公共交通の有益性・利便性・快適性の向上』

- ・各公共交通の運行目的に応じた有益性、ニーズに応じた利便性・快適性を向上させるための運行改善・利用環境整備に取り組みます。

取組方針2：『中心的利用者の対応充実と新規利用のきっかけづくり』

- ・高校通学者・高齢者等公共交通の中心的利用者（常連客及びその予備軍）に対する利用促進や運行改善に加えて、観光客・外国人等の新規利用のきっかけづくりに取り組みます。

取組方針3：『交通DX・GXの推進による利便性の向上及び環境負荷の軽減』

- ・EV車両やFC車両等の環境に配慮した車両導入の検討や、広域でのMaaS導入の検討、路線バスやぐるりんバスへのIC決済導入等を行うことで、利用者の利便性向上に取り組みます。
- ・DXのうち自動運転は、人件費の抑制、経費の削減や深刻さを増していく担い手不足の解消に繋がるため、本市の公共交通にも大きく関わってくることから注視していきます。

② まちづくり施策と公共交通の連携強化 ○公共交通確保によるまちづくり施策の推進

取組方針4：『都市形成・地域活性化・高齢化等のまちづくり施策への貢献』

- ・公共交通の確保においては、利便性・効率性の向上に加えて、市街地や集落の賑わい拠点づくり、観光振興・高齢者福祉等のまちづくり施策に対応した運行改善に取り組みます。

取組方針5：『モビリティ・マネジメントの推進』

- ・まちづくり・環境共生（エコ・ガーデンシティ）・健康・安全等施策の推進として、マイカー利用から公共交通への転換をPRするとともに、そのための公共交通等移動環境の向上に取り組みます。

取組方針6：『環境にやさしく潤いのあるライフスタイル実現への貢献』

- ・公共交通によるゆとりのある移動や快適な空間を提供することに加え、地域の魅力を高める車両、駅、駐輪場等を整備し、市民等の潤いのあるライフスタイルの実現に貢献します。

③ 移動確保経費の最適化による運行持続性の向上 ○公共交通関連経費の最適化（運行経費・行政負担）

取組方針7：『公共交通運行収支改善による持続性の向上』

- ・各公共交通の運行内容に応じた経費・運賃等収入の最適化により、事業収支の改善を図ることにより、運行持続性の向上に取り組みます。

取組方針8：『行政の公共交通確保経費の費用対効果の向上』

- ・行政（国・県・市）の公共交通確保経費（運行支援・直接運行経費）について、各種施策経費との関係性を勘案しながら、費用対効果の最大化を図ることによって、運行持続性の向上に取り組みます。
※施策経費との関係性＝高齢者の外出支援で医療費低下、学校再編でスクールバス運行等

④ 協働体制の構築・各役割の明確化 ○最適な移動を実現するための役割の明確化

取組方針9：『市民・行政・事業者等による公共交通確保協働体制の構築』

- ・市が取りまとめ役となり、市民・コミュニティ協議会・事業者・行政等地域全体で、公共交通の確保・維持・改善に取り組む協働体制（情報共有・協議等）を構築します。

取組方針10：『各主体の役割の明確化による総合的な取組・共通課題対応の推進』

- ・公共交通確保における市民・コミュニティ協議会・事業者・行政等の役割を明確化するとともに、それぞれが役割を認識することで、総合的な取組や個別の共通課題への対応について、交通事業者・行政・コミュニティ協議会等が連携しながら進めます。

3 各公共交通の運行方針

(1) 役割に応じた公共交通の運行方針

◆公共交通の役割の明確化に関する総合確保方針◆

・本市の公共交通網は、「幹線乗合交通」を基軸とし、その範囲外を「コミュニティ乗合交通」「有償パーソナル交通」「政策交通」が順次補完（役割分担・連携）し、更にこれらを企業送迎・助け合い活動が補うことで市民等の移動を確保します。

- ① 『**幹線乗合交通**』の運行方針・・・渥美線、伊良湖本線・支線、伊勢湾フェリー、名鉄海上観光船等
市内主要部と市外あるいは市内主要部間を結び、広域公共交通網の基軸としてまちづくり・地域活性化を支える交通。交通事業者と市民・地域・行政と連携し、高・中水準の運行を確保する。

ア 鉄道の運行 計画・運行) 民間交通事業者 支援) 国・県・市 協働) 市民・地域等

- 機能 田原市街地と豊橋市街地の移動確保
- 交通モード 渥美線
- 対象区域 三河田原駅～新豊橋駅を結ぶ沿線地域（田原市内 三河田原・神戸・豊島・やぐま台）
- 対応課題 バスとの連携強化による乗継客増加の実現

イ 路線バスの運行 計画・運行) 民間交通事業者 支援) 国・県・市 協働) 市民・地域等

- 機能 【伊良湖本線】
伊良湖岬（福江市街地）と藤沢経由で豊橋市街地の移動確保
【伊良湖支線】
福江市街地（保美）から国道42号線沿い赤羽根市街地経由で田原市街地の移動確保
- 交通モード 伊良湖本線、伊良湖支線
- 対象区域 地域連携すべき市街地・主要施設・交通結節点及びそれらを結ぶ沿線
- 対応課題 地域連携による都市機能強化（商業、観光等）及びニーズに応じた利便性・有効性の高い運行（ルート・ダイヤ・運賃設定等）の実現

ウ 旅客船の運航 計画・運行) 民間交通事業者 支援) 国・県・市 協働) 市民・地域等

- 機能 伊良湖岬と鳥羽、伊良湖岬と河和（篠島・日間賀島経由）の移動確保
- 交通モード 伊勢湾フェリー、名鉄海上観光船等
- 対象区域 交通結節点（港）を結ぶ沿岸地域
- 対応課題 ニーズに応じた利便性・有効性の高い運行（ルート・ダイヤ・運賃設定等）の実現

② 『コミュニティ乗合交通』の運行方針・・・ぐるりんバス

集落地域内及び集落地域から市街地を運行し、地域の生活の足となるとともに、幹線乗合交通と接続して広域公共交通を補完する交通。コミュニティ協議会・市・交通事業者が協働し、中・低水準の運行を確保する。

ア めるりんバスの運行 計画) 市・地域 運行) 交通事業者(受託) 支援) 国 協働) 市民・地域等

※めるりんミニバス(ワゴン車) 含

- 機能 集落地域内及び集落地域から市街地への移動確保(一定基準以上の移動ニーズに対応)
- 対象区域 幹線乗合交通が運行しない地区
- 対応課題 コミュニティ協議会と市の協働による利用ニーズに応じた運行(ルート・ダイヤ・運賃設定等)の実現

③ 『有償パーソナル交通』の運行方針・・・タクシー、福祉有償運送、貸切バス・レンタカー等

交通事業者等が主体となり、ドア・ツー・ドア等、幹線・コミュニティ乗合交通で対応できない移動を担う交通。行政・地域等との協働により、必要十分な水準の運行を確保する。

ア タクシーの運行 計画・運行) 民間交通事業者 協働) 市民・地域等

- 機能 市内外を問わず24時間365日、ドア・ツー・ドアのサービスで個人ニーズの移動確保
- 対象区域 市内全域
- 対応課題 ニーズに応じたサービス提供・運行、利用のしやすさの向上・きっかけづくり
※渥美地域・赤羽根地域・伊良湖岬等及び夜間帯の配車が不十分

イ 福祉有償運送の運行 計画・運行) 福祉団体等 協働) 市民・地域・事業者・行政等

- 機能 移動困難者(身体障害者や要介護者などの公共交通機関利用困難者)の移動確保
- 対象区域 市内全域
- 対応課題 ニーズに応じたサービス提供・運行、利用のしやすさの向上、利用のきっかけづくり

ウ 貸切バス・レンタカー・レンタサイクルの運行 計画・運行) 民間交通事業者等 協働) 市民・事業者等

- 機能 個人又は団体のニーズに応じた移動確保
- 対象区域 市内全域(市外含む)
- 対応課題 ニーズに応じたサービス提供・運行、利用のしやすさの向上・きっかけづくり

④ 『政策交通』の運行方針・・・市街地循環バス、ライフランド巡回バス、スクールバス等

市街地活性化、福祉、観光、教育等の政策目標を実現するための交通。市担当課が主体となり、関係者と連携・協力し運行を確保する。

※幹線乗合交通・コミュニティ乗合交通・有償パーソナル交通を可能な限り利用し、効率的かつ効果的に政策目的を実現する

ア 市街地循環バスの運行 計画) 市都市整備部・産業振興部 運行) 民間交通事業者(受託) 協働) 市民・地域等

- 機能 市街地の活性化・利便性向上を図るための移動確保
- 対象区域 田原市街地 ※赤羽根市街地・福江市街地は幹線乗合交通等でカバーされている
- 対応課題 幹線乗合交通・コミュニティ乗合交通と連携した分かりやすい運行体制

イ ライフランド巡回バスの運行 計画・運行) 市こども健康部 協働) 市民・地域等

- 機能 公共施設利用(あつみライフランド)による施策推進のための移動確保
- 対象区域 渥美地域
- 対応課題 幹線乗合交通・コミュニティ乗合交通との連携・役割分担、公共交通不便地域の移動確保

ウ 小・中学校スクールバスの運行 計画) 市教育部 運行) 民間交通事業者(受託) 協働) 市民・地域等

- 機能 白谷地区・伊良湖岬小地区等の遠距離通学児童・生徒を小・中学校に送迎
- 対象区域 遠距離通学地域
- 対応課題 幹線乗合交通・コミュニティ乗合交通との連携・役割分担

エ その他政策的な移動確保 主体・運行) 市各部・民間交通事業者等 協働) 市民・地域等

- 機能・内容 市送迎バス、霊柩車(バス等)、イベント送迎バス、無料レンタサイクル
- 対象区域 施策展開内容に応じた市内地域
- 対応課題 利用要望の重複対応、乗合交通・コミュニティ乗合交通との連携・役割分担

(2) その他移動機能の運行促進方針

★公共交通を補完する機能としての運行促進方針

各公共交通のほか、企業活動における顧客や従業員の移動確保、社会福祉協議会等の福祉団体・地域における助け合いによる移動確保を促進

① 企業送迎の運行促進方針

ア 通勤・通学・通園送迎 計画運行) 事業者 協働) 市民・地域等

- 機能・内容 工場・病院・自動車学校・スポーツ教室・私立学校等の従業員・生徒等送迎車（バス等）
- 対応課題 活動しやすい環境づくり、マイカー利用からの転換

イ ホテル・飲食店送迎 計画運行) 事業者 協働) 市民・地域等

- 機能・内容 飲食店・ホテル・旅館の利用客送迎車（バス等）
- 対応課題 活動しやすい環境づくり、マイカー利用からの転換

② 助け合い活動の運行促進方針

ア 地域福祉団体の助け合い活動 計画運行) 地域福祉団体 協働) 市民・地域等

- 機能・内容 福祉バス（おでかけ・買物支援等）
- 対応課題 ボランティア・互助活動の活性化

イ 地域コミュニティの助け合い活動 計画運行) 地域・団体等 協働) 市民・地域等

- 機能・内容 隣近所による助け合い（自家用車送迎）
- 対応課題 地域コミュニティ活動の活性化

4 重点施策について

・将来像、取組姿勢、公共交通の目標を実現するため、本計画において次に掲げる11の重点施策により、公共交通確保の具体的な取組を進めます。

① 現状の公共交通ネットワーク機能の確保・維持・改善の実施及び今後の人口減少を見据えた運行形態の調査の実施

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）
- イ. 路線バスの維持が困難になった場合を想定した新しい交通モード等の検討
- ウ. ぐるりんバスにおける利用者ニーズに合わせたバス停設置等
- エ. ぐるりんバスにおけるデマンド運行等の新たな運行システム導入調査の実施

② 広域的な幹線路線と市内の幹線路線・地域内路線との乗継機能を強化

- ア. 路線バス定期保有者のコミュニティバス乗り継ぎ割引の検討
- イ. ぐるりんバスのダイヤ改正の実施
- ウ. 交通モードを超えた乗継時間等の調整

③ 公共交通と自転車が連携した移動手段の充実

- ア. サイクリストの公共交通機関への乗車誘導の実施
- イ. 路線バスへのサイクルラック導入

④ 外国人住民等に対しての公共交通利用促進の充実

- ア. ヒアリング等を通じた利用意向調査や利用促進施策の実施を検討
- イ. 標識や冊子等のやさしい日本語・多言語化の実施

⑤ 高齢者や高校生に対しての公共交通利用促進の充実

- ア. 高齢者等への新たな利用促進策や支援策の実施
- イ. 高齢者等のぐるりんバスの運賃改定の検討
- ウ. 高齢者に対して、バスの乗り方教室等の実施
- エ. 高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施

⑥ タクシーの夜間帯や渥美地域・赤羽根地域の運行台数の維持・充実またはそれを補う地域の助け合い等の確保

- ア. 地域の助け合いによる乗合タクシーやサブスクリプションサービスやデマンド交通、ライドシェア等の導入調査の実施

⑦ コミュニティ協議会・行政・運行事業者の連携による公共交通利用促進の強化

- ア. 伊良湖支線の存続等のため、地域住民等と意見交換の実施

⑧ 観光資源を活用した公共交通利用促進の充実

- ア. 観光資源と公共交通を連動させた施策やPRの実施
- イ. 東三河等の広域での一体的な施策やPRの実施
- ウ. 二次交通の充実

⑨ D X及びG Xを念頭においた施策の実施

- ア. E V車両やF C車両等の導入の検討
- イ. 東三河 MaaS の検討
- ウ. 路線バス・ぐるりんバス等の I C 決済導入

⑩ 特に福江地域の市街地活性化の観点から、目的地と連携した公共交通網の実現

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）【再掲】

⑪ 国の新たな支援制度の活用を検討及び国等の関係機関に対し支援拡充の要望

- ア. エリア一括協定運行事業等の支援策の活用検討
- イ. 路線バス等の補助要件緩和・運賃の利用者負担低減策・運転手不足解消策・物価高騰対策等、事案を整理し、市単独では対応が困難な事案について、国等に支援拡充等の要望を検討

田原市地域公共交通形成方針の展開

将来像	だれもが安心して移動できるまち		
取組姿勢	協働で“つくり・守り・育てる”公共交通網		
計画の区域	田原市全域	目標年度	令和15年（2033年）度

公共交通の目標

全体目標：まちづくりの基盤となる公共交通の確立

- 実現目標1
- 多様な移動ニーズに対応する公共交通の実現
- 実現目標2
- まちづくりを促進し、まちの魅力を高める公共交通の実現
- 実現目標3
- 市民の幸福に貢献する公共交通の実現

移動手段の役割分担・連携の方針	
総合確保方針	本市の公共交通網は、幹線乗合交通を基軸とし、その範囲外をコミュニティ乗合交通、有償パーソナル交通、政策交通が順次補完（役割分担・連携）し、更にこれらを企業送迎・助け合い活動が補うことで市民等の移動を確保します。
確保方針1	移動手段における役割分担と連携による公共交通の確保
確保方針2	広域的なまちづくりと連動した公共交通機能の向上
確保方針3	交通結節点の機能充実による公共交通網の連携円滑化
確保方針4	運行水準・運賃等の適正化による公共交通網全体の機能性の向上

公共交通確保の取組方針	
総合取組方針	公共交通によるまちづくりの推進を目指し、市民・地域・事業者・行政等が協働しながら、運行内容・利用環境等の改善による公共交通の利便性・有効性の向上を図ります。 市が取りまとめ役となって行政・交通事業者・地域・市民等がそれぞれの役割を分担・連携する協働体制を構築します。
取組方針1	公共交通の有益性・利便性・快適性の向上
取組方針2	中心的利用者の対応充実と新規利用のきっかけづくり
取組方針3	交通DX・GXの推進による利便性の向上及び環境負荷の低減
取組方針4	都市形成・地域活性化・高齢化等のまちづくり施策への貢献
取組方針5	モビリティ・マネジメントの推進
取組方針6	環境にやさしく潤いのあるライフスタイル実現への貢献
取組方針7	公共交通運行収支改善による持続性の向上
取組方針8	行政の公共交通確保経費の費用対効果の向上
取組方針9	市民・行政・事業者等による公共交通確保協働体制の構築
取組方針10	各主体の役割の明確化による総合的な取組・共通課題対応の推進

各公共交通の運行方針					その他移動機能の 運行促進方針
幹線乗合交通		コミュニティ乗合交通	有償パーソナル交通	政策交通	
確保方針	市内主要部と市外あるいは市内主要部間を結び、広域公共交通網の基軸としてまちづくり・地域活性化を支える交通。交通事業者と市民・地域・行政と連携し、高・中水準の運行を確保	集落地域内及び集落地域から市街地を運行し、地域の生活の足となるとともに、幹線乗合交通と接続して広域公共交通を補完する交通。コミュニティ協議会・市・交通事業者が協働し、中・低水準の運行を確保	交通事業者等が主体となり、ドア・ツー・ドア等、幹線・コミュニティ乗合交通で対応できない移動を担う交通。行政・地域等との協働により、必要十分な水準の運行を確保	市街地活性化、福祉、観光、教育等の政策目標を実現するための交通。市担当課が主体となり、関係者と連携・協力し運行を確保	企業活動における顧客や従業員の移動確保、社会福祉協議会等の福祉団体・地域における助け合いによる移動確保を促進
区域	豊橋・伊良湖岬・鳥羽等交通結節点、市街地・主要施設を結ぶ沿線地域	幹線乗合交通が運行しない地区	市内全域	田原市街地、遠距離通学地域等（市の各施策内容に応じた地域）	
機関	渥美線、伊良湖本線・支線、伊勢湾フェリー、名鉄海上観光船等	ぐるりんバス	タクシー、福祉有償運送、貸切バス、レンタカー、レンタサイクル（有償）等	市街地循環バス、スクールバス、レンタサイクル（無料）等	企業送迎・助け合い活動
対応	都市形成（広域連携）及びニーズに応じた利便性・有効性の高い運行（ルート・ダイヤ・運賃等）実現	コミュニティ協議会と市の協働による利用ニーズに応じた運行（ルート・ダイヤ・運賃設定等）実現	ニーズに応じたサービス提供・運行、利用しやすさの向上・きっかけづくり	幹線乗合交通・コミュニティ乗合交通との連携・役割分担、公共交通不便地域の移動確保	活動しやすい環境づくり、マイカー利用からの転換等

向上策①		運行内容・運賃等の改善		期間	令和6年度～令和15年度	主体	市民・地域・事業者・行政等	移動確保の取組
全体	機能別	ア) 車両・運行設備等の維持管理・改善・更新 イ) 駅・バス停留所等の待合・乗継環境の改善 ウ) ダイヤ調整・共通乗車券等による乗継円滑化 エ) 安全運行確保・接客等顧客サービスの向上 オ) 市施策推進のための利用支援・運行協力等	… 鉄道・バス車両、船舶、運行設備（軌道設備・港湾等）の管理・改善（バリアフリー・耐震化等）・更新 … 駅待合室、バス停留所上屋・夜間照明、駐車場、駐輪場、路線バス等運行に配慮した道路等の整備 … 交通モードを超えた運行ダイヤの調整・統合、各モード共通乗車券・乗継割引等（幹線を中心とした相互利用誘導） … 安全運行確保（点検・対策会議開催等）、接客等顧客サービス向上（接客研修、乗車券販売体制拡大等） … 高齢者・障がい者・高校生・子ども・免許返納者等割引、市街地活性化・観光振興・防災政策等の運行協力	… 幹線乗合交通に合わせたダイヤ調整等 … 路線バス定期券保有者等の乗継割引の検討 … 運転免許返納支援 … EV車両等の導入調査の実施	… 高齢者移動支援（福祉タクシー券） … サブスクリプションサービスやデマンド交通、ライドシェア等の導入調査の実施 … 運転免許返納割引	… 幹線・コミュニティ乗合交通等との乗継円滑化		
		カ) 路線・結節点の見直し … 買い物等利便性の高い目的地への延伸に向けた需要調査の実施 キ) 伊良湖支線運行水準の確保 … 維持が困難な場合の新しい交通モードの検討 ク) 運賃・回数券・定期券等の見直し	カ) 運行基準見直し・適正運行 … 新設・廃止基準見直し キ) 運行内容の見直し … 市とコミュニティ協議会による路線等の見直し … デマンド運行導入調査の実施 ク) 運賃・回数券・定期券等割引制度の見直し	カ) 需要に応じた配車確保 … タクシー配車・観光タクシー・福祉有償運送・レンタカー等の充実	カ) 市街地循環バスの維持 … 市街地内を循環運行するバス路線維持、一乗車100円（小学生以下無料） キ) 施策に応じた市送迎バス運行水準確保 … ライフランド巡回バス			
向上策②		情報提供・PRの改善						
全体	機能別	ア) 運行情報の伝達強化 イ) 目的に応じた利用・活用情報の提供 ウ) 公共交通戦略計画・運行状況等の周知 エ) イベントによる公共交通利用のPR	… 総合的な運行情報の周知（駅・バス停等案内改善、総合案内案内・地域別時刻表等作成、DX及びGXの活用等） … 公共交通を活用した生活事例等の紹介（買い物・通院、通勤・通学、観光等の利用情報・活用事例紹介） … 乗継計画・運行実績・問題点等の周知・理解と協力の促進（運行実績・問題点等） … PRイベント実施（観光資源との連動、広域化連携、利用体験事業、沿線ハイキング等）	… 利用促進・PR事業 … 高齢者に対するバス乗り方教室	… タクシー運賃エリア図作成等	… 施策推進と合わせた運行情報の提供（市街地循環バスによる市街地活性化）		
		… 親子電車・バス体験教室 … 高齢者に対するバス乗り方教室	… コミュニティ協議会の利用促進活動支援 … 路線カルテの作成による情報共有	… コミュニティ協議会・地区自治会のタクシー共同利用活動等 … 福祉有償運送路線乗車券設置・運営	… 施策推進における運行等検討			
向上策③		取組を推進する体制の確立						
全体	機能別	ア) 利用ニーズ・改善点等の把握 イ) 地域等による利用促進活動の促進 ウ) 公共交通網形成体制の構築 エ) 国・県等との連携	… アンケート調査等による利用ニーズ・改善点の把握 … 利用促進協議会等設置促進、モビリティ・マネジメント推進、交通事業者による観光等地域活性化推進 … 公共交通網形成体制協議・確保等事業実施・広域連携実施の体制構築、公共交通確保経費に対する行政負担 … エリア一括協定運行事業等の支援策の活用検討、市単独では対応が困難な事業について、国等への支援拡充等の要望の検討	… 伊良湖支線の利用促進活動支援 … 高校通学定期補助の利用実態分析・調査 … 東三河圏による夏休み小学生50円バス整備・運行支援	… コミュニティ協議会・地区自治会のタクシー共同利用活動等 … 福祉有償運送路線乗車券設置・運営	… 施策推進における運行等検討		
		… 伊良湖支線の利用促進活動支援 … 高校通学定期補助の利用実態分析・調査 … 東三河圏による夏休み小学生50円バス整備・運行支援	… コミュニティ協議会の利用促進活動支援 … 路線カルテの作成による情報共有	… コミュニティ協議会・地区自治会のタクシー共同利用活動等 … 福祉有償運送路線乗車券設置・運営	… 施策推進における運行等検討			

